

平成 20 年

第 6 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成20年 5 月20日 (火) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第6回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 5月20日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	9

宮古島市告示第57号

平成20年第6回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成20年5月13日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成20年5月20日（火）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議
 - （2）専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））
 - （3）専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
決議案 第 1 号	有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議	市 長	平成20年 5月20日	平成20年 5月20日	原案可決
報告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））	”	”	”	承 認
報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）	”	”	”	”
	パイナガマ公園整備事業に係わる緊急質問の動議	議 員	”	”	可 決

開会日（5月20日）に応招した議員

下地	智君	嘉手納	学君
仲間	明典	新城	啓世
池間	健榮	上地	博通
新里	聰	平良	隆
佐久本	洋介	亀濱	玲子
砂川	明寛	上里	樹
棚原	芳樹	與那覇	夕ズ子
前川	尚誼	豊見山	恵栄
與那嶺	誓雄	富永	元順
山里	雅彦	下地	秀一
池間	豊	下地	明
宮城	英文	池間	雅昭
眞榮城	徳彦		

平成 20 年

第 6 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成20年 5 月20日 (火)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成20年第6回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成20年5月20日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 決議案第1号 有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議(市長提出)
" 第 4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度宮古島市一般会計補正
予算(第1号)) (")
" 第 5 " 第4号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条
例) (")

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 決議案第1号 有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議(市長提出)
" 第 4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度宮古島市一般会計補正
予算(第1号)) (")
" 第 5 " 第4号 専決処分の承認を求めることについて(宮古島市税条例の一部を改正する条
例) (")
追加日程 パイナガマ公園整備事業に係わる緊急質問の動議 (議員提出)

平成20年第6回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成20年5月20日（火）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
5月20日	火	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成20年第6回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年5月20日

(開会=午前10時04分)

◎出席議員(25名)

(閉会=午前11時18分)

副議長(22番)	下地智君	議員(14番)	眞榮城徳彦君
議員(2〃)	仲間明典	〃(15〃)	嘉手納学
〃(3〃)	池間健榮	〃(16〃)	新城啓世
〃(4〃)	新里聰	〃(17〃)	上地博通
		〃(18〃)	平良隆
		〃(19〃)	亀濱玲子
〃(6〃)	佐久本洋介	〃(20〃)	上里樹
〃(7〃)	砂川明寛	〃(21〃)	與那覇夕ズ子
〃(8〃)	棚原芳樹	〃(23〃)	豊見山恵栄
〃(9〃)	前川尚誼	〃(24〃)	富永元順
〃(10〃)	與那嶺誓雄		
〃(11〃)	山里雅彦	〃(26〃)	下地秀一
〃(12〃)	池間豊	〃(27〃)	下地明
〃(13〃)	宮城英文	〃(28〃)	池間雅昭

◎欠席議員(2名)

議長(1番) 友利恵一君 議員(25番) 富浜浩君

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	教育長	下地恵吉君
副市長	下地学	教育部長	長濱光雄
総務部長	宮川耕次	生涯学習部長	饒平名建次
企画政策部長	久貝智子	総務課長	伊良部平師
福祉保健部長	譜久村基嗣	財政課長	石原智男
経済部長	上地廣敏	企画調整課長	下地信男
建設部長	宮國泰男	農業委員会事務局長	川満勝彦

◎議会議務局職員出席者

事務局長 喜屋武重三君 議事係 仲間清人君
 次長 荷川取辰美 庶務係長 友利毅彦
 補佐兼議事係長 前里安男

◎副議長（下地 智君）

議長が病気療養のため、本議会に出席できませんので、地方自治法第106条の規定に基づき、私、副議長が議長の職務を行います。

ただいまから平成20年第6回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時04分）

本日の出席議員は25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

副議長の命によりまして、諸般の報告を行います。

平成20年4月24日に熊本市において第84回九州市議会議長会が開催され、副議長が出席いたしました。

平成20年4月25日に那覇市内のパシフィックホテルにおいて沖縄県と県内市町村長並びに議会議長による行政連絡会議が開催され、副議長が出席いたしました。

パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会の委員については、平成20年5月2日付で新城啓世議員、眞榮城徳彦議員、池間雅昭議員、與那嶺誓雄議員、上地博通議員、平良隆議員、新里聰議員、前川尚誼議員、仲間明典議員、池間健榮議員の10名が副議長から指名され、選任されました。

また、5月7日午前10時から第1回パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長について互選した結果、委員長に與那嶺誓雄議員、副委員長に仲間明典議員が当選されました。

平成20年5月13日付をもって伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第6回臨時会の招集告示通知がありました。同日、午前10時から議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日、5月20日の1日とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎副議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、副議長において下地秀一君と亀濱玲子君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日、5月20日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日、5月20日の1日と決しました。

次に、日程第3、決議案第1号から日程第5、報告第4号までの3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成20年第6回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、決議案1件、報告2件の合計3件であります。

最初に、決議案についてご説明申し上げます。

決議案第1号、有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議。原油価格の高騰による燃料費の上昇など企業の経営を取り巻く環境が悪化し、航路の維持存続及び職員雇用等が危機的状況にあるが、宮古島圏域の経済振興及び圏域住民の生活安定を図る観点から、先島航路と職員雇用等の確保のため、企業の経営再建などにかかわる事態の打開に向け、要請する。

次に、報告についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第1号））。平成20年4月28日午前2時半ごろ発生した震度4の地震により、総合体育館が罹災した。5月23日より高校総体バレーボール男女の沖縄県予選が開催されるため、一刻も早く予算化し、工事発注する必要があるが、同補正予算について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）。地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、宮古島市税条例の一部を改正し、平成20年5月1日から施行することになるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

以上、今回提出しました議案について説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎副議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、決議案第1号、有村産業株式会社の航路と職員雇用等の確保を求める要請決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

お諮りいたします。ただいまの要請決議に伴い、議会といたしましても本件要請に当たって市長と連名の上、県知事、県議会議長に対しまして直接手渡ししたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第4、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎副議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

(「議長」の声あり)

◎池間健榮君

パイナガマ公園整備事業に係わる緊急質問の動議を提出します。

パイナガマ公園整備事業における補助金等に関する全部事項証明書の確認について、農地法に係る件(公共事業評価監視委員会の権限)について、同公園用地内の土地の差し押さえ、抵当権設定、市税滞納状況及び競売地について、購入済み及び購入予定地の権利者について、緊急に質問をいたしたいと思います。

新里聰議員、眞榮城徳彦議員、池間雅昭議員、それから私、池間健榮、4名の緊急質問の動議を提出しますので、同意の上、日程に追加をし、発言を許可されるようお願いをいたします。

(「賛成」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

ただいま池間健榮君から、眞榮城徳彦議員、池間雅昭議員、新里聰議員、池間健榮議員のパイナガマ公園整備事業における補助金申請等に関する全部事項証明書の確認について、農地法に係る件(公共事業評価監視委員会の権限)について、同公園用地内の土地の差し押さえ、抵当権設定、市税滞納状況及び競売地について、購入済み及び購入予定地の権利者についての緊急質問について、同意の上、日程に追加し、発言を許可されたいとの動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎仲間明典君

ようわからんですけど、これ特別委員会で審議すべき問題じゃないかと思うんですよ。あえてどれぐらい思いがあるのかどうかわからんですけど、これは特別委員会も立ち上げているので、特別委員会の中で処理すべきじゃないか、あえて今の臨時議会に提案すべきかどうかというのは真意がちょっとわかりかねますが、その辺どうなんですかね。

◎與那嶺誓雄君

ただいまの動議について、この問題については、先程から話しているとおり特別委員会を設置してありまして、特別委員会の中ではですね、さして支障がなく、スムーズな委員会をしております。改めてこの今回の臨時会で提出する理由は全くないと思いますので、緊急性がないと思いますので、この動議についてはですね、反対したいと思いますので、よろしくお願いします。

◎亀濱玲子君

関連しますけれども、臨時議会というのはそもそも急施案件において臨時議会、招集されているわけです。とても大事な日程で、今議決を上げました有村産業に関するあの案件は、今後のスケジュールで県のほうに石垣市、あるいは多良間村、商工会議所、それに観光協会と手をとって、もちろん議会もそうですけども、早急に県のほうに向かわなきゃいけないという日程になっております。そのことをスムーズに行かせるためにも、また今うちの与党議員の皆さん話しましたけれども、既に5月22日に特別委員会、次調査の日程が入っているということですので、今上げました項目は、十分その中で審議ができるでしょう

というふうに思いますので、今日はスムーズに日程が消化されて、そして県のほうに要請が滞りなく行くというのがこの圏域が望む要求でありますから、それを優先していただいて、ぜひ議員の皆さん、ご理解していただいて、特別委員会のほうで十分調査されたいと思いますので、この動議に反対いたします。

◎池間健榮君

お三方の緊急性がないというような反対の理由でありますけれども、これはですね、なぜ急施を要するか。1点目が、3月定例会においてパイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会の設置をしたにもかかわらず、4月放置した議会、議長の責任がまずあります。そして、パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会で調査をして、その結果、事実が判明しています。それは何を意味するか。これは、これまで行ってきた契約行為、行政行為が法に抵触する。この1点目が背任罪、時効3年であります。そして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等における会計法上の時効が5年であります。したがって、6月定例会までにパイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会で調査をする過程において、どうしてもこの時効を成立させてはいけませんので、あえて今回緊急質問をさせていただきたいという動議を提出したということであります。

そして、もう一点つけ加えるならば、いかなる場合においても、臨時議会であろうとも定例会であろうとも、議員というのはいかなる動議が出るかもわかりません。こういうときにわざわざ11時から那覇に向かうような、こういう日程を組むことこそが議会軽視であると思います。

◎副議長（下地 智君）

ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎副議長（下地 智君）

挙手多数です。

よって、眞榮城徳彦君、池間雅昭君、新里聰君、池間健榮君の4名のパイナガマ公園整備事業における補助金申請等に関する全部事項証明書の確認について、農地法に係る件（公共事業評価監視委員会の権限）について、同公園用地内の土地の差し押さえ、抵当権設定、市税滞納状況及び競売地について、購入済み及び購入予定地の権利者についての緊急質問については、同意の上、日程に追加し、発言を許可されたいとの動議は可決されました。

ちょっと休憩します。

(休憩＝午前10時23分)

再開いたします。

(再開＝午前10時23分)

これより追加日程、パイナガマ公園整備事業に係わる緊急質問に入りますが、質問の1人持ち時間は10分以内とし、答弁時間は含まないことといたします。また、質問の方法は自席から起立して行うこととし、質問回数については、会議規則第63条の準用規定により、3回までといたします。

これより順次質問の発言を許します。

ちょっと休憩します。

(休憩＝午前10時23分)

再開します。

(再開＝午前10時25分)

◎池間健榮君

市長ですね、パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会の調査の過程の中で全部事項証明書を出していただきました。この中にですね、パイナガマ公園買収予定地を、平成15年10月10日に当時の平良市が税金滞納によって差し押さえております、登記上。

1点目に、何筆差し押さえされたのか。

2点目にですね、市長はその事実を承知されているのか。

その後、同年、平成15年12月10日には、沖縄本島の会社がこの農地を購入しております。農地の売買が農地法で謳う適格者であるかどうか、このことを承知されていたのか。

そして、4点目にですね、3万2,000平米余の公園用地が平成17年9月5日に那覇地方裁判所平良支部による不動産競売開始決定がされているが、市長はそれを承知しているのか。

以上4点について市長の見解を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ただいま4点の質問ありましたけども、何筆か、あるいはその事実について、あるいは農地の購入について、あるいは公園用地等についての4つの質問については、資料を見ないと答弁ができません。

◎池間健榮君

それでは、ここに全部事項証明書がありますよね、全部事項証明書ですよ。平成15年10月10日差し押さえ、当時の平良市です。平成15年12月10日売買、沖縄本島にある株式会社が売買っております。当然農地でありますから、平成16年2月25日、地元の方の名義になっております。そして、平成17年9月5日、東京にある債権会社が競売開始されております。そして、もとの権利者はですね、平成元年8月16日、11億円の金を借りております。平成3年、今度は同じ債権者から3億8,000万円の金を借りております。契約事務というのは、補助金でありますから、契約事務を行う場合はこの登記簿に沿って、抵当権設定の有無があるかどうかは調べてありますから、こうやって11億円の抵当権抹消承諾書、3億8,000万円の根抵当抹消承諾書がなければ、移転登記はできないのであります。これが契約事務における基本的なことであります。今説明しましたけれども、当時市長は決裁されていて、この事実をわからなかった、思い出せないということよろしいですか。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程答弁しましたとおり、資料を見なければわからないということでございます。

◎池間健榮君

思い出せなければ。こういうことであろうと思って、緊急質問させていただいたんですよ。22日の調査特別委員会で市長に出席を要求して、この資料に基づいて支出決議後、みんな市長が3日で決裁して9,800万円も東京のファイナンス会社に送っておりますから、どうぞ調査特別委員会に出席してですね、なぜ1,000万円近い滞納金が発生しているにもかかわらず、差し押さえしておきながら、その税金が徴収できなかったかと。今市長、副市長先頭になってですね、5月31日までの出納整理期間においてこぶしを

振り上げて家庭訪問して、税金の徴収を頑張っておられます。なぜ片方でこういう事態が起こるのか。このことは、調査特別委員会ですっきりと市長の出席を求めながら、解明していきたいと思います。

最後になりますけれども、平成16年2月25日には地元の方の地権者にかわっていますけれども、平成16年の交付申請、平成17年の交付申請、補助金交付申請ですよ。平成18年の交付申請、なぜ地権者がかわっているのにもかかわらず、競売開始が、スタートされるのにもかかわらず、こうやって県に対してそのことを報告もしないで、虚偽の申請をして交付を受けているのか、そして公共事業評価監視委員会にこの事実を知らされないまま、公共事業評価監視委員会は継続という形をとっております。この2万2,000平米は、宮古島市農業委員会が不許可にしたのにもかかわらず、不服審査請求を要請、不服審査申し立てを県にして、許可されております。7億2,000万円、農地法に抵触する競売妨害ということで要請書も出ております。これも調査特別委員会で市長、農業委員会出席のもと、県の方も出席、我々が出向くのか、しっかりと調査をさせていただきます。

時間がありませんので、残りについては残りの3名の方に譲りたいと思います。

私の質問を終わります。

◎副議長（下地 智君）

これで池間健榮君の緊急質問は終了いたしました。

◎眞榮城徳彦君

今池間健榮議員からも質問があったようにですね、大体大まかな粗筋はそういったところだと思いますけれども、私のほうはちょっと細かく、市長が資料を見ないとわからないとおっしゃっておりますので、限界があると思いますけれども、思い出し思い出しながらですね、平成15年といったらわずか5年ぐらい前の話ですから、決裁をした市長が思い出せることもあると思いますので、あえてお聞きをしたいと思います。

今池間健榮議員からも指摘あったように、平成15年にこの地権者の方の土地を購入する際にですね、私も当時平良市の議員として、同僚議員と収入役室でこの事実関係を確認したことがあります。9,900万円という、9,800万円か900万円ぐらい、大きな金額ですから、この土地代金の支払いに関してはですね、我々も関心を持っておりました。当時荷川取公園と同時並行して公園事業が行われていたわけですけども、パイナガマ公園の土地取得代金が予定価格では足りないということで、急ぎょパイナガマ公園の資金に流用してですね、荷川取公園の購入予定の資金をパイナガマ公園に入れまして、9,900万円というのをつくったと。そして、8月22日の支払い予定なんですけども、急ぎょ二、三日で決裁をして、これは緊急性を有するもんだということで2日か3日ぐらいで決裁して、7月31日にすべて9,900万円支払いをしております。4つに分けて支払っております。それも地権者からの委任状が添えられておまして、どこどこに幾ら、どこどこに幾らって4カ所に分けて支払われています。そういったですね、非常に便宜を図ったと申しますか、理解を示したと申しますか、市長の決裁の、市長のトップダウンでこれが決定されたとは私は聞いております、その当時ですね。要は、収入役がそうおっしゃったんだから。私の一存でこれはできませんと、会計課ができるわけないでしょう。市長の要請があつて初めてできたとはっきり言っているわけです、会計課も当時の。それよく覚えていますよ。8月22日までの支払い期間があるのに、7月31日までにどうしても支払わなければならない理由があつたと、それは一説によれば手形を不渡りにさせないためにやったという話なんかもありました。それはいいとしても、市長覚えていらっしゃるかどうか、まずそ

れをお聞きしたいと思いますけれども、その時点でですね、既にこの方は市税の滞納をしているわけですね。市税のその時点での滞納額、これは合計で幾らぐらいあったのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

そして、その土地ですね、10月10日に、今も指摘ありましたけれども、10月10日に差し押さえを旧平良市がやっておりますけれども、複数の抵当権が当然付されているわけですから、その時点で何番目ぐらいの順位だったのか、抵当権設定がですね。市長はわからないでしょうけれども、こうやって質問用意してきましたので、あえて聞きますけれども。

それからですね、このパナガマ公園事業をスタートした平成8年からこの地権者の方の、問題となっている地権者の方の土地を買いつけているわけなんですけれども、この平成15年、抵当権設定の時点ですね、総額何億ぐらいのこの方の土地を買われているのか。

またですね、この差し押さえ10月10日にしていますけれども、支払いは9,900万円、もう既に7月31日にやっているわけですから、当然滞納しているというのは当時の税務課では把握しているわけですね。そうすると、なぜその方の土地に支払いをするときにですね、地方税法にのっとってこの滞納金額を差し引いて支払いができなかったのか、それをただ知らなかったのか、それとも支払いをできない法的根拠があったのか、その辺もお聞かせください。

それから、平成19年3月23日、今指摘がありましたように、担保不動産競売により約7億2,000万円がこの土地が落札されております。当局は、当然この事実を知っているはずですから、7億2,000万円、結果として落札された土地、最低制限価格が6,400万円、こういった事実がありますのでね、7億2,000万円は結果ですから、その時点では知らなかったとしてもいいですけども、競売に自治体としてなぜ参加できなかったのか、その根拠を教えてください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

個人の滞納額でありますとか、そういう細かいことについては資料を見ないと答弁ができないですよ。ご理解いただきたい。

◎総務部長（宮川耕次君）

この市税滞納額ですとか、差し押さえ、抵当等々につきましてはですね、守秘義務という観点でですね、国からその指針というのを受けておまして、税務関係の職員はですね、これに基づいて現在仕事をしているところでございます。

まず1点目は、地方公務員法第34条第1項にそういった守秘義務が規定されておりますし、また地方税法第22条のほうでもそれが規定されております。もちろんこれは原則ですね、議会等の審議等においても原則守秘義務が伴いますが、自治法第100条に基づく調査でですね、どうしてもこれが必要であるということになった場合においてもですね、慎重を期す必要があるということでございます。

◎副議長（下地 智君）

競売に参加できなかった理由……だれか答弁してください。競売に参加できなかった理由。

（議長、休憩してください）の声あり）

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時42分)

再開いたします。

(再開＝午前10時42分)

◎建設部長（宮國泰男君）

大変申しわけないことでございますけども、資料を持ち合わせておりません。正確を期すためにですね、資料を持参した上で、できれば22日の委員会のほうで答えをさせていただきたいと、そのように思います。

◎眞榮城徳彦君

じゃ、資料がなければ何もお答えできないということで、しょうがないと言えばしょうがないんですけどもね。

しかしですね、さっき私が言った、市長覚えていないですか、8月22日までに支払い予定日があるのに、相手方の要請により、都合により、7月31日に急ぎよ決裁して9,900万円を振り込んだと、こういうことはよくあることなんですか。私が会計課から当時聞いたのはですね、8月22日までに支払う予定として会計課は予定を組んだけども、どうしても7月31日までに支払わなければならないので、急ぎよ決裁したと、支出決議書を急ぎよ出して、支払いをしなさいという指示があったので、やりましたと会計課は当時答えているんですね。こういう便宜の回り方というのは、自治体の長としてはどうですか、これ特別扱いじゃないんですか。しかも、この方はこの時点で滞納しているんですよ、市税を。

(「議事録あるから、議事録読んで答えればいいさ」の
声あり)

◎眞榮城徳彦君

それで、10月10日には差し押さえしているんですよ、この方の土地を。当然税務課としては、何とかしなければならぬ金額に膨れ上がってきたので、差し押さえという強硬手段までやっているじゃないですか。その辺の流れ、行政内部でですね、連携があったんなら、その辺の事情というのは全部把握しているべきじゃないですか。まず、その方の滞納している税金を徴収する、それが第一義でしょう、自治体のやるべきことは。それをほっぽいて、あるいは知らなかったのか、連携がうまくいかなかったから、知らなかったのか。それで、特別扱いで9,900万円という補助金の入った莫大なお金を二、三日の決裁ですぐ支払ったと、そのパイナガマ公園用地だけじゃなく、荷川取公園用地の分も含めてやったと。

(議員の声あり)

◎眞榮城徳彦君

これは、便宜を図ったという以外の何物でもないと思うんですが、どうですか。

それと、当時は納税課というのはなかったと思うんですけども、平良市時代はですね。税務課が全部処理をしていたと思うんですけども、徴収業務をやっていたと思うんですけども、抵当権が順位が何番であろうとも、地方税法にのっとって、すべてに最優先して税金滞納分、これを徴収することは地方税法上可能じゃないんですか。その辺の法律的な理解をしている方はいませんか。そういう根拠が、法的根拠がない限り、頭に入っていない限り、税金の徴収作業というのはできないんじゃないんですか。当然調べるんじゃないんですか、当局としては。市長以下副市長、総務部長。

(「野原の学童線だって市長が押さえたでしょうが」の
声あり)

◎眞榮城徳彦君

だから、そういった法的、法律にのっとったことをです、これは基本的なことだと思っんですよ、行政業務では。それを一応答えてください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

公金の支出について、私がトップダウンで早めるということはありません。

(「会計課が勝手にやったんですか、じゃあ。ちょっと
休憩してください」の声あり)

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時47分)

再開します。

(再開＝午前10時48分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

決裁が回ってきた時点で、私は決裁いたします。

(「ひとつだけまだ答えてない。総務部長、地方税法上の
徴税の優先……」の声あり)

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時49分)

再開いたします。

(再開＝午前10時50分)

◎総務部長（宮川耕次君）

眞榮城議員のご指摘のとおり、そういった優先の規定はございます。平成15年当時の件については、もう少しどういう事情であったかについて、ちょっと調査をしてみたいというふうに考えております。

◎副議長（下地 智君）

これで眞榮城議員の質問は終了しました。

◎新里 聡君

時間がないようですから、簡潔に質問しますから、明快に答えてください。

農業委員会に確認したいと思いますが、パイナガマ公園用地における競売物件、いわゆる那覇地方裁判所平良支部の公告物件、事件番号17（ケ）24について伺いたい。

4点ほどあります。1つ目に、宮古島市農業委員会は平成18年4月25日、第4回総会を開催し、審議した結果、この土地、落札決定した方への売買を不許可とする決定をしてあります。この不許可と決定した理由について説明していただきたい。

2点目、宮古島市農業委員会は、平成18年5月18日、県知事より行政不服審査法第22条の規定に基づく

弁明書の提出を求められております。この弁明書の内容、まず大まかでよろしいですから、説明してください。

3つ目、平成18年12月20日、県知事より宮古島市農業委員会が審議決定した不許可処分を取り消す旨の採決書が届いているということではありますが、その内容についてもお聞かせください。

4点目、競売物件の入札について、農業委員会の見解を求めたい。当局は、さきの定例会一般質問の中で、次のような答弁をしております。裁判所等の競売に参加して農地を取得する場合は、農地法第3条の許可条件、結局第3条の資格がないと競売に参加できないということだと答弁しております。しかし、本件競売物件は、本市が進める都市計画決定されたパイナガマ公園用地の区域内にあり、将来的に農業用地として利用されない土地であります。したがって、本市としては本市が定めた都市計画に基づき、農地法第5条の許可を得て、本件競売の入札に参加することは十分可能なことではないかと、そういうふうに私は考えますけども、農業委員会としての見解を求めたいと思います。

以上4点からお聞きしたいと思います。

◎農業委員会事務局長（川満勝彦君）

平成18年4月25日の総会で不許可とした理由についてですが、あくまでも我々農地法に基づいてですね、許認可業務を行っておりまして、農地法第3条第2項第8号に基づいてですね、一応不許可といたしました。

それからですね、平成18年5月18日の弁明書ということをございますけども、この中身につきましてはですね、ちょっと今、あくまでも我々の主張が正しいということの内容の弁明と思いますけども、詳しいことにつきましてはですね、一応再度弁明書、目を通してからですね、お答えしたいなと思っています。

それから、平成18年12月20日の採決書の内容ですね。これにつきましては、我々が不許可とした、つまり農地法第3条第2項第8号に規定する、該当するということで不許可にしました。それは、そうじゃないですと、いろいろ県がですね、審査をいたしまして、農業委員会のこの判断はちょっと違うんじゃないですかということで、その不許可を取り消す処分、採決をいただきまして、それに基づいてですね、総会を開きまして、許可ということで許可をしてございます。

それから、競売の参加できる、できないのお話でございますけども、もちろん農地はですね、これはあくまでも農地を農地として使うということで、農地は農業者、つまりちゃんと農業をしている方は参加できるんですね、農地の場合は。農地であってもですね、今さっき議員のほうからお話ございましたけども、例えば今これ公園用地に特定しておりますけども、一般の場合もですね、農地は転用、例えば住宅に使うとか、それからホテルをつくるとかですね、公営団地をつくるとか、そういう農地以外の目的に使用する場合は、これはもう自己の所有農地であれば、農地法第4条に基づいての転用許可申請、それから自分のもの以外ですね、相手の農地を購入してつくる場合、いろいろ住宅とかですね。こういう場合は、農地法の第5条の許可ということになっております。

以上でよろしいでしょうか。

（議員の声あり）

◎農業委員会事務局長（川満勝彦君）

この件につきましては、県のほうに一応問い合わせをしました。競売にはですね、その目的が農地以外

であれば参加はできますというようなことで、うちの担当、県のほうに問い合わせた結果ですね、そういう回答を得ております。しかし、なかなか地方公共団体がそういう競売物件に参加した例は、これまでないというお話ではございますけども、参加はできるということでございます。

◎新里 聰君

まず、不許可とした理由は、農地法第3条第2項第8号に基づいて不許可としたということをはっきりと申しております。その弁明書とか県の採決書等については、次回調査特別委員会のほうで資料の要求したいと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、これまで当局が申し上げてきた、いわゆる法的にこの競売物件に市が参加できないということは、ここで崩れるということをお願いしておきたいと思いません。

じゃ次、公共事業評価監視委員会のことについて、これも3点ほどお聞きしたいと思いますが、平成17年9月21日、当時の平良市公共事業評価監視委員会が開催されております。その会議録の中で事業の継続か見直しか中止かとのことで、委員が、もし中止との判断をした場合はとの問いかけに、事業そのものを断念することになりますと答えております。これ当局の答えですね。

そこで、お伺いしますけども、市長の諮問機関である公共事業評価監視委員会が見直しまたは中止を決定したら、そのとおりできて、議会が見直しまたは中止を決定したら補助金を返還しなければならないのか、これは市長の見解を、これまでずっと議会で答弁されているのは、パイナガマ公園事業について見直しを求めたいといういろんな議員の質問に対して、すべてそういったことをしたら補助金を返還があり得るという答弁をされておりますから、これについては市長の見解を求めたいと思います。

2つ目、都市計画法第18条の2第1項では、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、議会の議決を経て基本的な方針を定めるとうたわれております。つまり議会の議決を経て知事の許可を受けた都市計画区域の事業の継続、見直し、中止は、市長の諮問機関である公共事業評価監視委員会の答申を経て市長が判断し、最終的には議会の議決によって見直しまたは中止の手続を経て知事の認可を受けるのではないかというふうに思っておりますけども、この手続手法について、従来もうすべてについて、議会よりもその公共事業評価監視委員会の権限が上のような答弁をされておりますから、そのことについての見解も求めたいと思います。

3点目、都市公園等事業の再評価の指標及び判断基準について伺いたい。公共事業評価監視委員会に再評価の諮問をする場合、いわゆるチェックリストに基づいて実施するものとされています。その中で、事業をめぐる社会経済等の変化に関する指標として、公園の整備計画に重大な影響を与える事情の変化というのがあります。また、判断の基準として、重大な影響を与える変化がある場合は対処の方針はどうか、その対処案を示すようになっております。しかし、当局から諮問委員会に提出されたチェックリストはですね、公園区域及び周辺の資源的環境等の特段の変化ということについてですね、要するに事情の変化はなしという形で公共事業評価監視委員会に資料を提出してあります。これは、重大な誤り、いわゆる誤った情報で公共事業評価監視委員を誘導しているように私は受けとめますけども、なぜそういうことを言うかといいますと、この土地はですね、先程もありましたように、平成15年10月10日、当時の平良市において差し押さえ、2つ目に平成15年12月10日には条件付所有権移転仮登記により権利者がかわる、3点目に平成16年2月25日には売買によって所有権が移転していると、4つ目に平成17年9月5日には債権者によ

って差し押さえられ、裁判所において不動産競売開始が決定されていると、そういった状況、9月5日にありますけれども、その後の9月の21日ですか、公共事業評価監視委員会の。この後の公共事業評価監視委員会にこういった情報が全く提供されておられません。このような公園整備計画に重大な影響を与える事情の変化があるにもかかわらず、特段の変化なしと公共事業評価監視委員会に報告され、情報の隠匿により適正な再評価がなされていないというふうにも思いますけども、このことについては当時の市長とですね、当時の部課長の認識を伺っておきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ご質問の中身については、いずれも資料を見ながらでないと答弁できないことですので、資料を見てから答弁をいたしたいと思います。

◎新里 聰君

じゃ、次回パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会にですね、十分な資料を準備していただいて、委員が納得できるように説明を求めて、僕の質問は終わりたいと思います。

◎副議長（下地 智君）

これで新里聰議員質問は終了しました。

◎池間雅昭君

まずですね、これまで当市においてパイナガマ公園用地、買収済みあるいは未買収用地ありますね。そこで、お伺いしたいんですが、これまで購入済みの地権者、それからまだ購入されていない地権者を報告をお願いしたいというふうに思います。

それとですね、今までの質疑の中でもありましたように、平成15年10月10日に当時の平良市において、まずこの個人の方の約31筆の土地が差し押さえをされているというふうに私聞いておりますけれども、これは事実でしょうか。

それとですね、この当時の平良市の差し押さえの後に所有権者がかわっております。平成15年、平成16年、平成17年、平成18年ですね。ところが、これまでのパイナガマ公園用地の取得、いわゆる補助金交付申請においてですよ、以前の地権者の名前で申請がされております。これについて市長、ご存じですか。いわゆるですね、当時の平良市が税金滞納ということで差し押さえをした方の名前で平成16年、平成17年、平成18年、補助金交付申請なされてるんですよ。これについてご存じなのか。そして、これは果たして適法なのかどうかの判断もですね、市長にまず求めたいというふうに思っております。

それと、もう一点、いわゆる差し押さえ前のこの方の土地の売買によってですね、本土の会社の4つの債権者のほうに市長が2日間で決裁をして、いわゆる眞榮城議員の質問にありましたけれども、8月の22日まで期間があるのに、あえて7月31日に送金をすると、そういうふうな決裁したということであります。これはですね、ある意味では1億近いお金の利息ですから、一月というと微々たるものじゃないですよ。その上に税金滞納もある。こういうふうなことを含めて考えますとね、市長によるこの方への便宜供与だというふうにしか私にはとることができません。この事実について、市長ね、思い出して、市長のですね、見解をお願いしたいというふうに思っております。

それと、地方税法による第14条第2項によって、その税金の徴収というのは、抵当権とかそういったものにも優先するということですから、これまでの答弁もね、抵当権が5番だから取れなかったというふう

な答弁をずっとしてきました。それで、個人情報の秘密保持だというふうなことですけどもね、地方税法の第14条第2項によって取れるんですよね。これまでの見解を改めますか、市長。抵当権にかかわらず、国税や地方税は優先して取れるんだというふうに指摘をしますけども、これまでの見解を改めますか、市長。

まず、この点からお聞きしたいと思います。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

個別の議案については、資料を見なければ答弁できないことがあります。ただ、基本的には私は個人に便宜を図ることはやりません。

（「答弁終わりですか」の声あり）

◎副議長（下地 智君）

税法の解釈と実際はどうかどうか。

◎総務部長（宮川耕次君）

その守秘義務については、あくまでも原則秘密事項に属するということであります。ただですね、地方自治法第100条等の規定に基づいて、開示がどうしても必要ということで、その総合的に判断した場合においてもですね、例えば秘密会のようなそういった慎重を期す必要があるとのそういったことですね、常に慎重を期していきたいという、このように考えているところです。

◎副議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時11分）

再開いたします。

（再開＝午前11時11分）

先程の質問なんですが、答弁、あと2点ほど残っていると思うんですが……これで終わり。

◎池間雅昭君

あのね、市長ね、ここで一番大事なことは、平成16年、平成17年、平成18年における、これに対しての補助金交付申請、当初の。それをですよ、地権者でも何でもない人の土地を買いますよということで補助金交付申請してあるんですよ。市長、それをどのように認識しているんですかと聞いているんです。今までの質疑の中にあるように、平成15年の10月10日には市が差し押さえしました。その後、同じ12月10日には別の会社に所有権移転しています。そして、あとでもう一回個人に移転しています。そして、その後に競売に付されました。そういう状況の中で、平成16年、平成17年、平成18年の、これ補助金交付申請が以前の地権者の名前でされているんですけども、認識されていますか。もしそういうことならば、市長、どのように考えますか。私これね、まさに虚偽申請だと思うんですよ。補助金の、悪い言葉で言えば搾取に当たる非常に大変なことだと思うんですよ。実際に皆さんからもらった地権者の資料には出ていまして、パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会でこの資料をいただいた後です。これ判明したわけです。何で地権者でもない方の名前で、この人の土地を買いますよというふうな交付申請ができるんですか。これちょっとお答えください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程も答弁しましたように、個々の案件については資料を見なければ答弁ができないと答弁いたしました。

(「そういうことができるのかと聞いているのに、市長、地権者がいないのに」の声あり)

(「そうよ。地権者がいないのにできるんですかと聞いている、その時に買いますと。それでもわからないですか、市長」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時14分)

再開いたします。

(再開＝午前11時14分)

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎副議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時14分)

再開します。

(再開＝午前11時15分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

補助金の申請は、県等とも相談しながらやっていますので、きっちりと法にのっとってやっていると考えております。

◎池間雅昭君

市長ですね、これは皆さんからいただいた資料です。この中に、税金の滞納があるということで、この方の土地を31筆、当時の平良市は差し押さえてあります。そして、その同じ年の平成15年の12月10日には、沖縄本島在の株式会社が所有権移転してあります。その後宮古在住の個人の方に所有権移転されています。これは平成16年の2月25日。そしてその後ですね、平成17年の9月5日には那覇地方裁判所平良支部において競売開始の通知がされているんですよ。ということは、この時点で差し押さえされる前の方の土地ではないんです、ここの土地は。31筆すべて。それが、皆さんは平成16年、平成17年、平成18年ね、以前の所有権者の名前で国に対してこの土地を買いますと、ですから補助金下さいというふうに申請しているじゃないですか。それができるんですかと聞いているんです、市長。法的において、ここには地権者いないんですよ。当時の平良市が差し押さえた、抵当権設定された、所有権移転した。所有権移転していたにもかかわらず、以前の地主の名前で国に対して補助金交付申請ができるんですか、できないんですかと聞いているんですよ。これ常識でしょう。違いますか。皆さんが出した資料に基づいて私は聞いているんですよ。このぐらゐの法律もわかりませんか、市長。土地に所有権者いない。架空の所有権者を持ってきて、国に対して何番地のこの人の土地を買いますから、補助金下さいといって皆さんは申請してあるということですよ。できますか、できませんか、法的に。以上です。これ単純でしょうが。

◎市長（伊志嶺 亮君）

資料をよく調査して、パイナガマ公園整備事業に関する調査特別委員会の中で答えたいと思います。

◎副議長（下地 智君）

これで池間雅昭君の緊急質問は終了いたしました。

これをもちまして、パイナガマ公園整備事業に係わる緊急質問は終了いたしました。

ただいま議決された事件について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを副議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして今期臨時会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

平成20年第6回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午前11時18分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年5月20日

宮古島市議会

副議長 下地 智

議員 下地 秀一

” 亀濱 玲子